

定例監査

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成25年12月6日発行（山梨県公報号外第84号）山梨県監査委員告示第12号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	知事政策局 秘書課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年8月8日、8月30日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 住居手当の算定根拠となる住宅賃貸借契約の更新があったが、届出がされていなかったため給与基本台帳の家賃額が変更されていなかった。</p>	<p>1) 直ちに届出を提出させ、家賃額の確認を行うとともに人事給与システムへの登録も行った。</p> <p>　　今後は、住居手当に関する規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう、局内職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	企画県民部 企画課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月7日、7月12日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b> 3件（物品3）</p> <p>1) 購入した年賀はがきについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿が作成されていなかった。</p> <p>2) 賃借物品であるファクシミリ（使用場所：県民生活・男女参画課）について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。</p> <p>3) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。</p>	<p>1) 今年度以降については、官製はがきなども郵便切手類となることを周知し、受払簿の作成を徹底した。</p> <p>2) 旧ファクシミリの占有物品受入調書が作成されていなかったが、現在使用しているファクシミリについては、更新された際に作成したことを確認した。</p> <p>3) 指摘のあった備品については、現品を確認した。</p> <p>　　その他の備品についても整理を行い現品確認を徹底した。</p>

監査対象所属	企画県民部 情報政策課（情報産業振興室）	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月4日、7月10日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（契約1）</p> <p>1) 業務委託契約について、次のとおり契約書に記載された契約条項に、履行されていないものがあった。</p> <p>①山梨県財務会計システム維持管理業務委託契約書第6条に、「受託者は管理技術者を定め、氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。」と規定されて</p>	<p>1) ①について、当該業務の管理技術者を書面にて提出させ受理した。</p> <p>②について、当該業務のセキュリティ責任者を書面にて提出させ受理した。</p> <p>　　以後、業務委託契約にて規定した書類については、欠落の無いよう確認することを徹底した。</p>

<p>いるが、履行されていなかった。</p> <p>②山梨県職員ポータルにおける人事異動作業の業務委託契約書第15条にある別記『情報セキュリティに関する特記事項』において、「受託者はセキュリティ責任者を、委託者に対して書面で明らかにしなければならない。」と規定されているが、履行されていなかった。</p>	
--	--

監査対象所属	リニア交通局 リニア推進課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月6日、7月31日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b> 2件（契約1、工事1）</p> <p>1）リニア見学センターの展示物の一時仮置き部分に係る機械警備業務委託契約において、契約書に長期継続契約関連条項や暴力団排除条例関連条項等が記載されておらず、財務規則に定める契約書の要件を満たしていなかった。</p> <p>2）リニア見学センター通路設置・駐車場造成工事の工期延期に伴う変更契約において、変更契約を締結すべきところ、建設工事変更請書で処理を行っていた。</p>	<p>1）今後、新たに長期継続契約を締結する場合には、平成17年10月20日付け出管第447号出納局長通知（「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」）に基づいた契約書の作成を徹底するとともに、平成23年2月8日付け出管1322号出納局長通知（「暴力団排除措置に係る契約事務の取扱について」）に基づく契約書の作成を徹底することとする。</p> <p>なお、今回の契約に限っては、契約の相手方の実績から暴力団が介入する余地が低いと思われることから、契約の相手方に対して指導事項について口頭で伝え、当該事項について留意するよう伝えた。</p> <p>2）今後、工期期日等の変更については、建設工事変更請書ではなく、建設工事請負変更契約書での取り交わしを徹底することとする。</p>

監査対象所属	リニア交通局 交通政策課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月6日、7月31日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b> 1件（支出1）</p> <p>1）パークアンドライド等公共交通活性化事業費補助金について、補助金の交付内容を規定すべき交付要綱が事業開始日から約10月遅延して制定されていた。また、当該補助金の交付決定を年度当初に遡及した日付で行っていた。</p>	<p>1）今後、補助制度の新設を行う場合は、事業開始前に補助金交付要綱を制定し、要綱制定後に交付決定手続きを行うことを徹底する。</p>

監査対象所属	総務部 人事課
監査対象期間	平成24年度

監査実施日	平成25年8月5日、8月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（収入1、物品1）</p> <p>1）給与資金前渡口座に発生した利息について調定が遅延していた。</p> <p>2）財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。</p>	<p>1）今後は、給与資金前渡口座に資金が滞留しないようにするとともに、指定金融機関の利息決済月である2月と8月には必ず記帳することとし、その旨を事務引継書に記載し、後任者へも引継ぐ。</p> <p>2）指摘後速やかに物品管理システムにより返納の処理を実施した。今後は、現品確認の出納局への報告文決裁と同時に物品返納書の決裁を受けることとし、その旨を事務引継書に記載し、後任者へも引継ぐ。</p>

監査対象所属	総務部 職員厚生課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月31日、8月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。恩給の過払い金 過年度分 先数 1件 830,200円</p>	<p>1）平成25年10月4日、債務者死亡のため、連帯保証人（債務者の妻）に対し電話や訪問による督促を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。</p>

監査対象所属	総務部 税務課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年8月6日、8月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（契約2）</p> <p>1）自動車税分配情報作成業務委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。</p> <p>2）複写サービスにおいて、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>1）各都道府県で同様の契約内容であることを踏まえ、予定数量の記載の可否について検討を行う。</p> <p>2）次回契約時、契約書に予定数量を記載するとともに、違約金条項について単価契約のものに改める。</p>

監査対象所属	総務部 管財課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月26日、8月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。行政財産使用料 過年度分 先数1件 1,915円</p>	<p>1）収入未済1件について、相手方に納入依頼と状況確認を継続していたが、徴収困難な状況が続いていた。平成25年9月10日に時効により債権は消滅した。</p>

	今年度中に、不納欠損処理を行う。
--	------------------

監査対象所属	総務部 私学文書課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月31日、8月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。県立大学授業料 過年度分 先数3件 803,700円</p> <p>2) 県例規執務サポートシステムデータ更新業務委託契約において、次のとおり不備な事項があった。</p> <p>①契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤り（不足）があった。</p> <p>②契約書に「受託者はセキュリティ責任者を、委託者に対して書面で明らかにしなければならない。」と規定されているが、履行されていなかった。</p> <p>③暴力団排除条項に係る違約金徴収条項の記載が、単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>1) 平成22年4月の県立大学の法人化移行時に引き継いだ未収授業料のうち残り3件は、債務者が遠方に在住しており、既に授業料未納により除名処分となっていることなどから、収納が困難となっている。今後も未納者本人及び保証人に対し引き続き督促を行う。</p> <p>2) ①平成25年度の契約書について、受託者に税務署に税額を確認させたうえで不足分を追加して納付させた。②については、平成25年度分契約においてセキュリティ責任者届を徴した。③平成26年度以降の契約においては、当該条項の条文を単価契約のものとする。</p>

監査対象所属	総務部 防災危機管理課（消防保安室）	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年8月5日、8月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（契約2）</p> <p>1) 防災FAX修繕請負契約において、契約保証金を免除しているにもかかわらず契約書に違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>2) 自衛隊中型及び大型ヘリコプター消火用バケツ点検業務委託契約において、契約書に次のとおり不備な事項があった。</p> <p>①単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。</p> <p>②契約期間のみの記載しかなく、点検の時期及び回数が明確でなかった。</p> <p>③大型ヘリコプター用について違約金条項が設けられていなかった。また、中型ヘリコプター用については、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>1) 平成25年度からは、修繕契約書に違約金条項などを記載し、改善済み。</p> <p>2) 今後は、確認事項のチェック体制を強化していくとともに、本件については来年度以降、バケツの点検が必要となった際には、委託契約の形態とはせず、その都度業者から見積もりを徴して修繕することとし、実態に見合った手続きを採用する。</p>

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課（監査指導室）	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月5日、8月2日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（給与2）</p> <p>1）住居手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。</p> <p>2）平成24年分の年末調整に係る所得税還付金が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p>	<p>1）平成25年7月23日付けでれい入処理をし、8月22日に当該職員が返金処理を完了した。以後、認定時に担当間での事前確認を強化することにより再発防止に取り組む。</p> <p>2）現金支給者本人が口座払いへの変更を承諾したため口座振替処理を行った。以後、年度当初に給与基本台帳を確認及び毎月の記帳により現金支給者への支給遅れがないようにするとともに、現金支給から口座振替への変更を促していくことで再発防止を図る。</p>

監査対象所属	福祉保健部 長寿社会課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月5日、8月2日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指摘事項）</b> 1件（重点1）</p> <p>1）昨年度の定例監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても処遇改善交付金返還金の収入未済の一部に督促状が発付されていないものがあり、指導事項としたことが改善されていなかった。</p> <p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 16件 15,974,741円</p> <p>②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 16件 2,424,516円</p> <p>③処遇改善交付金返還金 平成24年度分 先数 1件 103,009円</p>	<p>1）昨年度の指導事項と同様の事態が起こってしまったことを重大な問題と受け止め、職員会議を行ない「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた手続きを確実にを行うよう再度徹底するとともに、同規則及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」を全職員に周知徹底した。</p> <p>また、事務処理ミス防止研修のマニュアルを全職員が確認するとともに、業務の適切な執行に向けた職員の意識改革、管理職員の組織マネジメントの向上を図り、再発防止を徹底した。</p> <p>なお、指摘のあった件については、規則に定められた督促状は発付していなかったが、督促の文書及び電話による納入指導により、未収金は平成25年6月3日に収納済み。</p> <p>1）収入未済について</p> <p>①高齢者居室等整備資金償還金、②高齢者居室等整備資金利子収入については、収入未済解消のため、貸付業務（償還事務を含む。）を委託している（社福）山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人に対し、催告状の送付、電話による償還依頼、滞納事情等のヒアリングを実施し、着実かつ早期の償還を働きかけている。</p>

	<p>今後も引き続き実施し、収入未済の解消に努める。</p> <p>○平成25年度回収結果 (平成25年11月末現在)</p> <p>①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 14件 1,054,400円</p> <p>②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 5件 123,720円</p> <p>③処遇改善交付金返還金 103,009円については、督促の文書及び電話による納入指導により、平成25年6月3日に全額納付された。</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 児童家庭課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月4日、8月2日
監査の結果	
講じた措置 (又は今後の方針等)	
<p><b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、重点1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①児童入所施設保護者等負担金 過年度分 9,383,846円 平成24年度分 5,090,844円合計 先数 129件 14,474,690円</p> <p>②雑入 (児童福祉施設等措置費過払い金返還金) 過年度分 先数3件 115,056円</p> <p>③雑入 (児童扶養手当の過払い等の返納金) 過年度分 先数26件 7,086,980円</p> <p>[母子寡婦福祉資金特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 2,823,793円 平成24年度分 27,338円 合計 先数 7件 2,851,131円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金利子 過年度分 先数 1件 66,273円</p> <p>③母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 76,341円 平成24年度分 18,395円 合計 先数 7件 94,736円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 平成24年度分 先数 1件 45,900円</p>	<p>1) 現在、収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話による納入指導</li> <li>・文書による納入指導</li> <li>・訪問による納入指導</li> <li>・債務承認書の徴取または一部債務の納付による消滅時効の中断措置</li> <li>・個々の状況に応じた納付方法 (分割納付) の採用等</li> <li>・滞納処分のための財産調査 (児童入所施設保護者負担金に限る)</li> <li>・各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催 (母子寡婦福祉資金に限る)</li> </ul> <p>今後も収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図る。</p> <p>○平成25年度収納額 (平成25年11月末現在)</p> <p>[一般会計]</p> <p>①児童入所施設保護者負担金 過年度分 603,106円 平成24年度分 269,280円 合計 先数 21件 872,386円</p> <p>②雑入 (児童入所施設等措置費返還金) 平成22年度分 先数 1件 6,616円</p> <p>③雑入 (児童扶養手当の過誤払い等の返納金) 過年度分 先数 9件 236,000円</p> <p>[母子寡婦福祉資金特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金</p>

<p>2) 児童扶養手当の過払い等の返納金の収入未済のうち、過年度分1件241,990円について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状が発付されていなかった。</p>	<p>過年度分 先数3件 46,166円  ②母子福祉資金貸付金償還金利子 なし  ③母子福祉資金貸付金違約金  先数1件 114円  ④寡婦福祉資金貸付金償還金  平成24年度分 先数 1件 20,400円  ○平成25年度収入未済額  (平成25年11月末現在)  [一般会計]  ①児童入所施設保護者負担金  過年度分 8,236,937円  平成24年度分 4,821,564円  合計 先数 122件 13,058,501円  ②雑入(児童入所施設等措置費返還金)  平成22年度分 先数 2件 108,440円  ③雑入  (児童扶養手当の過誤払い等の返納金)  過年度分 先数26件 6,850,980円  [母子寡婦福祉資金特別会計]  ①母子福祉資金貸付金償還金  過年度分 2,777,627円  平成24年度分 27,338円  合計 先数 7件 2,804,965円  ②母子福祉資金貸付金償還金利子  過年度分 先数 1件 66,273円  ③母子福祉資金貸付金違約金  過年度分 76,227円  平成24年度分 18,395円  合計 先数 6件 94,622円  ④寡婦福祉資金貸付金償還金  平成24年度分 先数 1件 25,500円</p> <p>2) 当該債権に係る債務者の死亡に伴い、相続状況に関する調査(被相続人及び相続人の戸籍謄本・住民票等の確認、家庭裁判所に対する相続放棄・限定承認の申述の有無に関する照会、相続人への聴き取り調査・現地調査等)を行った。</p> <p>上記の調査結果を踏まえ、法定相続人3名に対して、平成25年12月16日付けで「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状を発付した。</p> <p>今後も、債務者が死亡した場合には、遅滞なく相続状況に関する調査を行うとともに、督促状が未発付の場合には、規則に基づき相続人に対して督促状を発付する。</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	平成24年度

監査実施日	平成25年7月3日、8月2日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
<p><b>（指摘事項）</b> 1件（重点1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても心身障害者扶養共済年金返還金の収入未済の一部に督促状が発付されていないものがあり、指導事項としたことが改善されていなかった。</p> <p><b>（指導事項）</b> 3件（収入1、支出1、契約1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童措置費負担金 過年度分 664,050円 平成24年度分 151,580円 合計 先数 3件 815,630円</p> <p>②児童福祉総務費負担金（短期入所食費負担） 過年度分 先数 4件 32,376円</p> <p>③児童福祉総務費負担金（心身障害者扶養共済掛金） 過年度分 先数 4件 1,574,200円</p> <p>④児童福祉総務費負担金（心身障害者扶養共済年金返還金） 平成24年度分 先数 1件 100,000円</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 過年度分 先数 14件 14,615,600円</p> <p>⑥在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入 過年度分 先数 14件 2,058,680円 また、児童福祉総務費負担金（心身障害者扶養共済年金返還金）については、平成24年度分のれい入額が収納されていなかった。</p>	<p>1) 指摘のあった件について、平成25年7月16日に督促処理を行った。今後は、毎月の催告処理を行いながら、引き続き未収金回収に努力する。</p> <p>また、二度と同じ指摘を受けることがないように、課内全員を対象に事務処理ミス防止研修を実施しマニュアルを再確認するとともに、業務の適切な執行に向けた職員の意識改革、管理職員の組織マネジメントの向上により、再発防止を徹底した。</p> <p>1) 収入未済について（12月25日時点収納額）</p> <p>①児童措置費負担金については、文書、電話などにより、未収金の回収に努める。 収納額 過年度分 先数2件 560,450円 収入未済額 過年度分 先数2件 103,600円 24年度分 先数1件 151,580円</p> <p>②児童福祉総務費負担金（短期入所食費負担金）については、文書、電話などにより、未収金の回収に努める。 収納額 なし 収入未済額について 過年度分4件 32,376円</p> <p>③児童福祉総務費負担金（心身障害者扶養共済掛金）については、文書、電話、訪問などにより、未収金の回収に努める。 収納額 過年度分 先数2件 59,000円 収入未済額について 過年度分 先数5件 1,515,200円</p> <p>④児童福祉総務費負担金（心身障害者扶養共済年金返還金）については、文書、訪問などにより、未収金の回収に努める。 収納額 なし 収入未済額 先数1件 140,000円 (れい入の収入未済分を含む)</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金については、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務（償還業務を含む）を委託している（社福）山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人のヒアリングを実施し、適正な償還を働きかける。 収納額 過年度分 先数2件 130,790円 収入未済額 過年度分 先数14件 14,484,810円</p>	



<p>2) 山梨県地域自殺対策緊急強化民間団体等事業費補助金において、実績報告に基づく額の確定により発生したれい入額が、納期限までに収納されていなかった。</p> <p>3) 高次脳機能障害支援センター運営事業について、単独随意契約で実施しているが、当該事業を実施できる病院が、県内で1箇所とする理由が脆弱であった。</p>	<p>⑥在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入については、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務（償還業務を含む）を委託している（社福）山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人のヒアリングを実施し、適正な償還を働きかける。</p> <p>収納額 過年度分 先数 2 件 18,670 円 収入未済額 過年度分 先数 14 件 2,040,010 円</p> <p>2) 今回の案件は、債務者に対し、期限内に納入するよう繰り返し指示したにも関わらず、納入が遅れたことが原因なので、期限内納入の指導を更に徹底する。</p> <p>3) 単独随意契約で実施している他の事業についても、随意契約理由を再点検した。</p> <p>併せて、事務処理ミス再発防止に向けた課内研修会を実施し、職員の会計事務に係る法令遵守の高揚を図るとともに、支出負担行為伺いチェック表等によるチェック体制を徹底した。</p> <p>平成25年度については、事業の目的上、競争入札に適さない理由を明確にした上で、単独随意契約を締結した。</p>
--	--

監査対象所属	福祉保健部 医務課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月2日、8月2日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
<p><b>（指導事項）</b> 1件 （収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>看護職員修学資金貸付金償還金 過年度分 2,633,000 円 平成24年度分 2,581,084 円 合計 先数28件 5,214,084 円</p>	<p>1) 次の措置を継続実施した結果、13件、1,564,984円を回収した。</p> <p>（平成25年12月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話や文書による催告</li> <li>・臨戸訪問による納入指導</li> <li>・債務者の生活状況等に応じた納入指導（分割納付）</li> <li>・連帯保証人からの回収</li> <li>・債務承認による消滅時効の中断措置</li> </ul> <p>また、返還方法が窓口納付に限られ、金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から口座振替（引き落とし）による返還を導入し、納付環境の充実を図った。</p> <p>今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取り組みを粘り強く行う。</p>	

監査対象所属	福祉保健部 衛生薬務課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月4日、8月2日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b> 3件（支出1、物品1、財産1）</p> <p>1) 平成23年度保健衛生施設等施設整備費国庫補助金について、国からの内示前に物品を購入したため、補助対象とされず補助金の返還を求められていた。</p> <p>2) 資金前渡で購入した物品について、財務規則第149条に基づく物品購入報告書が作成されていなかった。</p> <p>3) 普通財産である土地の使用貸借契約について、更新を行っているが、公有財産事務取扱規則第50条第1項の規定に基づく移動報告がなされていなかった。</p> <p>また、契約が双方代理(契約当事者が同一人)となっていた。</p>	<p>1) 補助金については平成24年度末に返還し、物品購入予定時期や補助金内示の時期等について予算執行先の出先機関と情報共有することで再発防止を図った。</p> <p>2) 物品購入報告書を作成し物品出納員へ引き継いだ。</p> <p>3) 移動報告書を所管課に提出し、公有財産台帳へ登録した。</p> <p>契約については、次回契約から、借主については委任状による代理人とし、貸主との間で契約を締結する。</p>

監査対象所属	森林環境部 森林環境総務課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月19日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指摘事項)</b> 1件（物品1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、賃借物品に係る財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかったことについて、指導事項となっていたが、今年度の監査においても賃借物品である林務環境事務所の臨時職員用パソコンについて、占有物品受入調書が作成されておらず、指導事項としたことが改善されていなかった。</p>	<p>1) 賃借物品のリース期間に応じた占有物品受入調書を適切に作成した。今後は、物品を賃借した場合は速やかに占有物品受入調書を作成する。</p> <p>また、指摘事項及び指導事項については、部内の周知を徹底する。</p>

監査対象所属	森林環境部 大気水質保全課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月13日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1、財産1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。大気常時監視自動計測器の製造販売業者による独占禁止法違反事件に関する損害賠償請求 過年度分 先数 3件 19,052,950円</p>	<p>1) 平成25年11月25日に大気自動計測器の製造販売業者3社と和解が成立した。</p> <p>&lt;和解内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A社：契約金額の30% (588万4,200円)</li> <li>・B社：契約金額の30% (126万円)</li> <li>・C社：契約金額の30% (107万9,400円)</li> </ul> <p>A社とB社の支払いは一括弁済とし、C社の支払いは7年（年1回払い）の分割弁済となった。</p>

2) 借受財産について、公有財産事務取扱規則に基づく移動報告書が提出されていないものがあつた。	2) 借受財産の契約内容に変更があつたものについて借受財産移動報告書を提出した。今後は、内容に変更があつた場合、直ちに報告書を提出する。
---	--

監査対象所属	森林環境部 環境整備課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月13日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用</p> <p>過年度分 先数 14件 199,711,604円</p>	<p>1) 過年度分のうち「硫酸ピッチ事件」については、本年度も債務者に対し納付連絡を行っており、一部債務者（1法人1個人）から納付されている。</p> <p>（H25.11末現在徴収済額 8,724,139円）</p> <p>過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者（1法人1個人）が所在不明であり、現在も所在確認中である。</p> <p>一方、今年度、財産調査により確認した預金4円について差し押さえを行った。</p> <p>過年度分のうち「大月市内不法投棄事件」については、債務者及び債務者の就労先に対し連絡を行っており、債務者の給与差押え（第三債務者からの納付）を行っている。</p> <p>（H25.11末現在徴収済額 612,151円）</p>

監査対象所属	森林環境部 みどり自然課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月14日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b> 2件（支出1、物品1）</p> <p>1) 管理捕獲従事者保険料補助金事業において、補助金交付要綱に変更申請を要しない軽微な変更の範囲が定められていなかった。また、変更交付申請をせずに実績報告書で減額していた。</p> <p>2) 炭酸ガス購入の支出科目について消耗品費としないで備品購入費として処理されていた。</p>	<p>1) 補助金交付要綱の一部を改正し、変更承認申請を要しない軽微な変更の範囲を明記した。</p> <p>2) 物品区分換により、「備品」から「消耗品」へ修正した。</p> <p>以後、備品の購入については消耗品が混在しないか確認を図る。</p>

監査対象所属	森林環境部 森林整備課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月14日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p>	<p>1) 納期限までに納付されなかつた雑入について</p>

た。 雑入 (土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 31,768,800円 平成24年度分 761,250円 合計 先数 1件 32,530,050円	ては、法令の規定に基づく督促を行った上で、 文書による納付催告のほか、債務者宅への訪問、 呼び出し等を実施するなど、適切な債権管理に努めた。 今後引き続き、債務者への催告、財産等の状況について 情報収集に努めるとともに、関係課と連携を図るなど、 未収金の早期の回収に努める。
---	--

監査対象所属	森林環境部 林業振興課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月14日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<b>（指導事項）</b> 1件（収入1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計] ①林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 先数 1件 14,867,804円 [林業・木材産業改善資金特別会計] ①林業・木材産業改善資金償還金 過年度分 11,960,000円 平成24年度分 5,100,000円 合計 先数 3件 17,060,000円 ②林業・木材産業改善資金償還金違約金 過年度分 490,189円 平成24年度分 235,393円 合計 先数 2件 725,582円	1) 収入未済について [一般会計] ①林業構造改善事業費補助金返還金 債務者に対して、適宜電話及び面談により催告を行った。 この結果、債務承認書を徴し、時効(H26.11.25)の中断が図られた。 また、H23.4.1以降滞納となっていたが、過年度分60,000円が償還された。 今後とも債権回収に努める。 [林業・木材産業改善資金特別会計] ①林業・木材産業改善資金償還金 ②林業・木材産業改善資金償還金違約金 債務者（3名）に対して、適宜電話又は面談により催告を行った。 この結果、全債務者から一部返済があり、過年度分100,000円が償還された。 今後とも債権回収に努める。

監査対象所属	森林環境部 県有林課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月18日、7月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<b>（指導事項）</b> 1件（収入1） 1) 雑入に収入未済があった。 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 平成15年度分 先数1件 2,935,800円	1) 平成25年8月18日に時効期限を迎えるため、同8月12日に時効中断を図るための訴訟を提起し、同10月17日に県の請求を全面的に認める判決を得た。 平成25年7月1日に文書による督促を行うとともに、平成26年3月には、訪問による督促を予定している。

監査対象所属	森林環境部 中北林務環境事務所
--------	-----------------

監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月8～10日、6月4日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b> 5件（収入1、財産2、工事2）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>① 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円</p> <p>[恩賜県有財産特別会計]</p> <p>① 行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円</p> <p>② 土地貸付料 過年度分 15,415,993円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円</p> <p>③ 違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円</p> <p>④ 雑入 (和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金) 過年度分 先数 2件 569,930円</p>	<p>1) 収入未済について</p> <p>[一般会計]</p> <p>平成15年度分1件60,107円及び平成16年度分1件14,317円については毎年、債務者に督促を行っており、今年度は7月に実施した。</p> <p>債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。</p> <p>[恩賜県有財産特別会計]</p> <p>行政財産使用料(平成21年度分)1件738円について収納した。</p> <p>また「清里の森」を除く県有地の貸付において、土地貸付料(平成18～21年度分)5件235,551円、違約金及び延滞利息(平成18年度分)1件10,154円について債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。</p> <p>また、「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、次のとおり催促を行っており、引き続き回収に向け努力する。</p> <p>○「納入通知書」(納期限7月末)を送付しても納入されない場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納期限後20日経過時に「督促状」の送付</li> <li>・ 指定期限2ヵ月経過時に電話による支払催告</li> <li>・ 指定期限後5ヵ月経過時に「督促に関する通知」の送付</li> <li>・ 滞納繰越(10ヵ月)時に「納付書」の送付</li> <li>・ 滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。</li> </ul> <p>これらの催促後、なおも納付されない場合は電話督促を続けるとともに、議会の議決を経て「訴訟手続き」に移行し対応している。</p> <p>○「滞納が1年目以下であり、滞納が累積していない滞納者」については、適宜電話をかけ、早期納入と滞納が累積しないよう指導している。</p>

<p>2) 借受財産（南アルプス市芦安通地内）の借受期間について、契約更新を行っているにもかかわらず、公有財産事務取扱規則第54条第2項の規程に基づく借受財産移動報告書を提出していなかった。</p> <p>3) アカマツ外5,954本の立木公買契約において、契約相手方が法人の場合には、法人名と法人印の押印とともに代表者の記名押印が必要とされているが、契約書の買受人の記名押印欄に法人名と法人の押印がなされていたが、代表者印（代表取締役）が押印されていなかった。</p> <p>4) 林道南アルプス線（北沢橋工区）改良工事外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p> <p>5) 清里の森舗装工事の変更契約において、工事金額の変更に係る、工事打合簿が作成されていなかった。</p>	<p>○ 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行いながら事情を聴く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に努めている。</p> <p>○ 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払いに反発を抱いて滞納している者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求めて粘り強く説得している。</p> <p>2) 予備監査での指示を受け、H25.5.17付で移動報告書提出済み。今後、契約更新を行った際は、速やかに移動報告書を提出するよう留意する。</p> <p>3) 契約における押印漏れがないよう、契約書等の確認を徹底する。</p> <p>4) 現場の出来高状況について、月末及び段階確認時等を逐次留意し、適切な時期に変更契約を行う。</p> <p>5) 金額の増減を伴う変更について、森林環境部作成「工事打合せ簿の取扱いについて」を遵守し、適正に処理する。</p>
---	---

監査対象所属	森林環境部 峡東林務環境事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年4月25～26日、5月30日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>① 工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成18年度分 先数 1件 240,476円</p> <p>② 公正入札違約金 平成23年度分 先数3件 38,478,930円</p>	<p>1) 収入未済について</p> <p>① 平成18年度発生時からこれまで文書催告及び臨戸により督促を行っているが、会社が倒産し、実態がない状態であり回収できていない。</p> <p>今後も同様の債権を持つ関係部署と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。</p> <p>② 1社はH25.10.19破産手続廃止の決定が確</p>

	<p>定したため、不納欠損手続きを行った(15,205,608円)。</p> <p>残る2社中1社は会社が倒産し、金融機関の抵当権実行による土地建物競売が続いている状態であり、もう1社は会社を解散し、清算段階の状況。</p> <p>いずれも督促を継続しているが回収できていない。</p> <p>今後も同様の債権を持つ関係部署と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。</p>
--	--

監査対象所属	森林環境部 峡南林務環境事務所	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年4月24～26日、5月29日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p><b>(指導事項)</b> 4件 (契約2、工事2)</p> <p>1) 県有林素材の樋(H)積及び販売業務委託契約において、契約書に違約金条項と予定数量の記載がなかった。</p> <p>2) 伐木造材・集材・運材・作業道補修業務請負契約において、増額にあたる一部工事は完了していたにもかかわらず、委託費全体が確定した後に変更契約を締結していた。</p> <p>3) 林道池の茶屋線改築工事 外1件の変更契約において、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p> <p>4) 林道佐野峠樋之上線維持修繕工事の変更契約において、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていなかった。</p>	<p>1) 契約書に違約金条項と予定数量を記載することとした。平成25年度契約分については、変更契約により違約金条項と予定数量を記載する。</p> <p>2) 段階確認等監督員が現場へ行った際において、進捗状況の随時確認を徹底する。一部作業に変更の必要が生じた際は、適切な時期に変更契約を行うよう適正な事務処理を図る。</p> <p>3) 段階確認等監督員が現場へ行った際、及び週間工程表や月末の履行報告書において、発注工事の出来形及び進捗状況の随時確認を徹底する。</p> <p>工事内容に変更が生じた際は「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」の規定に基づき、適切な時期に変更契約を行うよう適正な事務処理を図る。</p> <p>4) 変更の必要が生じた都度、速やかに工事打合せ簿を作成して決裁を受けることとし、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に基づき適正な事務処理を図る。</p>

監査対象所属	森林環境部 富士・東部林務環境事務所	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年4月22～23日、6月27日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p><b>(指導事項)</b> 3件 (収入1、契約1、工事1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>工事契約解除に伴う違約金 平成13年度分 先数 1件 113,400円</p>	<p>1) 未収となっている債権の消滅時効の期間10年が経過し、かつ、債務者からの時効の援用もないことから、当該未収金債権の議会における権利放棄に向けて、引き続き必要な手</p>

2) 保安林保育事業工事の変更契約において、工期延長を行っていたが、工期延期について契約書の変更欄にその記載がなかった。	続きを進める。
3) 林道細野鹿留線（細野工区）開設工事の変更契約において、施工延長の減に係る工事打合簿が作成されていなかった。	2) 変更契約書のひな形に契約工期の項目を入れ、記載漏れが生じないようにするとともに、支出負担行為変更伺の決裁時に記載内容の確認を徹底する。 3) 変更契約に伴う支出負担行為変更伺作成時に、変更協議の内容を確認するとともに工事打合簿の作成状況の確認を徹底する。

監査対象所属	エネルギー局 エネルギー政策課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月25日、7月31日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 1件（契約1） 1) 平成24年度住宅用太陽光発電設備設置費補助金の申請に係る受付業務委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。 （環境創造課執行分）	1) 契約事務にあたっては「支出負担行為伺いチェック表」を活用し、複数の職員による関係書類の審査を確実に行う。

監査対象所属	産業労働部 産業政策課（海外展開・成長分野推進室）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月12日、7月19日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 1件（給与1） 1) 産業政策アドバイザーへの報酬に係る源泉所得税の徴収額に誤りがあった。	1) 当初徴収すべき所得税が間違っていたが、2回目以降は適切に徴収している。

監査対象所属	産業労働部 商業振興金融課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月11日、7月19日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 2件（収入1、契約1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 16,227,000円 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 12件 37,440,000円 2) 物流動向調査事業委託契約及び集約型都市構造形成状況調査事業委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金	1) 収入未済について ①担保物件の競売により、収入未済の全額を回収済み。 ②「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、回収見込みのある貸付先については、少額ずつでも回収が進むよう貸付先への訪問や電話連絡により引続き償還請求を行い、回収見込みのない貸付先については、不納欠損処理等を進める。 2) 財務規則等により違約金の規定について確認を行った。今後、契約保証金を免除する契約を締結する際には、違約金に関する条項を



条項が設けられていなかった。	設ける。
----------------	------

監査対象所属	産業労働部 産業支援課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月10日、7月19日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>(指摘事項)</b> 1件（財産1）</p> <p>1) やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合出資金のうち、自己株式取得による株式売却に伴い県に配分された分配金について、みなし配当に対する源泉所得税が約319万円発生していたが、この税額の還付手続きが行われていなかった。</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件（収入1、物品1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数 1件 2,350,000円</p> <p>②地域産業活性化事業（ふるさと雇用事業）委託料前金払分の返還金 過年度分 先数 1件 342,033円</p> <p>2) ふるさと雇用基金事業における委託契約で、委託先が事業のために購入した物品について、事業終了後、継続して使用を希望する場合、引き続き貸付けができるとされており、貸付けを行っているが、貸付継続に係る物品返却調書及び貸付調書が作成されてい</p>	<p>1) 甲府税務署と協議し、具体的な還付手続を行い9月17日納付済となった。</p> <p>今後、同様な事例が発生した場合は、ファンド運営会社と連携を図る中で速やかに還付手続きをとり、可能な限り早く納付となるよう努める。</p> <p>1) 収入未済について</p> <p>①補助事業者は、経営状況が厳しい状況が続くなかでも、平成25年度において、11月末現在で合計15万円の返還を行ってきており、概ね誠実に返還に応じているものと考えている。</p> <p>今のところ業況が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に、電話や訪問により、定期的に支払いの督促を継続し未収金の解消に向け適切な債権管理を行う。</p> <p>※ 平成25年度中の返還状況 6月6日 6万円 8月26日 5万円 10月31日 5万円</p> <p>②事業者は、経営状況が厳しい状況が続くなかでも、平成25年度において、11月末現在で合計15万円の返還を行ってきており、概ね誠実に返還に応じているものと考えている。</p> <p>今のところ業況が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に、電話や訪問により、定期的に支払いの督促を継続し未収金の解消に向け適切な債権管理を行う。</p> <p>※ 平成25年度中の返還状況 6月6日 2万円 7月17日 3万円 9月26日 10万円</p> <p>2) 貸付継続に係る物品返却調書を作成するとともに、貸付する物品については貸付調書を作成した。</p>

なかった。	
-------	--

監査対象所属	産業労働部 産業集積推進課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月10日、7月19日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①山梨県産業集積促進助成金返還金 平成22年度分 先数 1件 78,401,000円</p> <p>②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞金、加算金及び過料 過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 合計 先数1件 62,878,500円</p>	<p>1）収入未済について</p> <p>①山梨県産業集積促進助成金返還金については、債務者の申請に基づき、平成23年3月31日付け及び平成24年3月30日付けで地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、現在、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。</p> <p>平成24年度末までに155,000,000円が返還され、本年度も平成25年11月末までに45,000,000円が返還されており、未収金額は33,401,000円となっている。</p> <p>引き続き、支払計画書どおりの返還がされるよう、今後も定期的に要請を行う。</p> <p>②上記の履行延期の承認の際、助成金返還を優先させることを承認しており、延滞金及び加算金の納付については、助成金返還後に県と協議することとなっている。併せて助成金の返還要請の際に、延滞金及び加算金についての納付も要請する。</p>

監査対象所属	産業労働部 産業人材課（都留高等技術専門校）	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月11日、7月19日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（財産1）</p> <p>1）産業技術短期大学校都留キャンパス建築工事のため借り受けた土地について、借受財産移動報告がなされておらず、借受財産台帳が作成されていなかった。</p>	<p>1）今後、借受財産があった場合は、臨時的なものであっても速やかに移動報告を行うよう徹底を図る。</p>

監査対象所属	観光部 観光企画・ブランド推進課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月21日、7月23日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 3件（給与2、財産1）</p> <p>1）住居手当の算定根拠となる、賃貸借契約が更新されているにもかかわらず、住居届が提</p>	<p>1）更新後の賃貸借契約書等を受領し、手当支給額に変更がないことを確認するなど必要</p>

出されていなかった。	な措置を講じた。今後は住居手当支給者一覧を作成するなど、事務処理について適正執行を徹底する。
2) 3月末で終了する2, 3月分の児童手当について、「山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」に定める日(4月8日)に支給がされていなかった。	2) 出納整理期間中に該当の児童手当は既に支給している。「児童手当事務取扱要領」を再確認し、今後の事務処理について適正執行を徹底する。
3) 山梨県郡内地域産業振興センターの展示場にある電気設備について、工作物から建物へ区分替えるための移動報告がされていなかった。	3) 平成25年12月2日付けで山梨県郡内地域産業振興センターの展示場にある電気設備について、工作物から建物へ区分替える公有財産移動報告書を提出した。

監査対象所属	観光部 観光資源課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月21日、7月23日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p><b>(指摘事項)</b> 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 富士北麓駐車場山梨県道路公社負担金について、「山梨県富士北麓駐車場の管理運営に係る覚書」において、県はマイカー規制終了(8月)後2か月以内に、額を確定したうえで請求すると記載されているにもかかわらず、翌年3月に調定を行っていた。また、富士北麓駐車場交通事業者負担金について、年度当初から負担金額は同覚書きにより確定しているにもかかわらず、翌年3月に調定を行っていた。</p> <p>2) 富士ビジターセンター用地など土地40件の財産を借受けているが、31件について借受財産移動報告がなされておらず、借受財産台帳が未整備であった。また、借受財産台帳の借受料の更新がなされていないものが3件あった。</p>	<p>1) 平成25年度は、交通事業者、山梨県道路公社の負担金について、11月中に調定を行った。今後は、覚書を踏まえ、適切な時期に調定を行う。</p> <p>2) 公有財産台帳への登載のため、平成25年11月に移動報告書を管財課に提出した。今後は、借受財産の移動や借受料の更新があった場合には、速やかに処理する。</p>

監査対象所属	農政部 農政総務課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月26日、8月26日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p><b>(指導事項)</b> 3件 (支出1、契約2)</p> <p>1) 郵便切手の購入代金について、支払が遅延していた。</p> <p>2) 獣医師選考試験委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、契約保証金免除条項及び違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) 当該請求書の支払期限に関わらず、15日以内に支払いを行っている。その後支払いの遅延はない。</p> <p>2) 本契約は農政部と福祉保健部で隔年で執行している。</p> <p>平成25年度の同契約(福祉保健部執行)については、内容を確認し、変更契約により必要条項の追加を行った。</p>

3) 複写サービス契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。	3) 同契約については、平成25年度より管理課において契約することとなった。
---	--

監査対象所属	農政部 農村振興課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月24日、8月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<b>（指導事項）</b> 1件（契約1） 1) 自作農財産測量業務委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていないものが3件あった。	1) 平成25年度以降の自作農財産測量業務委託契約において、契約保証金を免除する場合は、契約書に違約金条項を設けた。

監査対象所属	農政部 果樹食品流通課（農産物販売戦略室）	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月24日、8月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<b>（指導事項）</b> 1件（契約1） 1) 農産物輸出促進緊急支援業務委託契約書及び高品質ぶどう安定生産支援業務委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。	1) 指摘のあった業務は平成24年度で終了したが、今年度実施の他の業務委託契約書において、契約保証金を免除する場合には違約金条項を設けていることを確認した。今後も、業務委託契約において契約保証金を免除する場合には契約書に違約金条項を設ける。

監査対象所属	農政部 花き農水産課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月25日、8月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<b>（指導事項）</b> 2件（財産1、契約1） 1) 公有財産の貸付及び使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが7件あった。  2) 富士湧水の里水族館土地賃貸借契約について、平成24年度分の土地使用料に係る支出負担行為伺いが遅延していた。また、契約書が長期継続契約のものとなっていなかった。	1) 公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき、「貸付（使用許可）移動報告書」により報告した。 今後は、公有財産事務取扱規則第50条第2項に係る事務処理を行った後、移動報告書を直ちに提出するよう徹底する。 2) 平成25年度は、平成23年度に締結した長期継続契約書に基づき年度当初に支出負担行為伺いを作成した。今後も適切な時期に支出負担行為伺いを作成するよう徹底する。 なお、現在の契約書は、長期継続契約としては適正でない部分があるため、適正な契約条項となるよう変更契約を締結する。

監査対象所属	農政部 農業技術課（担い手対策室）	
監査対象期間	平成24年度	

監査実施日	予備監査 平成25年7月25日、8月26日														
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）													
<p><b>（指導事項）</b> 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①農業改良資金貸付金償還金 過年度分 先数16件 133,632,635円</p> <p>②農業改良資金貸付金違約金 過年度分 14,428,054円 平成24年度分 1,114,301円 合計 先数8件 15,542,355円</p> <p>2) 「やまなしの逸品開発業務委託契約書」において、契約保証金を免除していたが、違約金条項が設けられていなかった。</p>		<p>1) 収入未済について</p> <p>収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で各長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促す。</p> <p>また、新たな長期延滞債務者の発生を防ぐために、新規延滞者や延滞が懸念される借受者に対しては早期の連絡等の対応を行う。</p> <p>平成25年12月24日現在、償還金延滞者14名から4,762千円を回収し1名が完済となり、違約金延滞者5名から44千円を回収した。</p> <p>回収及び未収金の状況 H25.12.24現在 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25回収額</th> <th>新規延滞額</th> <th>未収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償還金</td> <td>4,762,000</td> <td>0</td> <td>128,870,635</td> </tr> <tr> <td>違約金</td> <td>44,985</td> <td>2,230,631</td> <td>17,728,028</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 違約金条項を設けるよう徹底する。</p>			H25回収額	新規延滞額	未収額	償還金	4,762,000	0	128,870,635	違約金	44,985	2,230,631	17,728,028
	H25回収額	新規延滞額	未収額												
償還金	4,762,000	0	128,870,635												
違約金	44,985	2,230,631	17,728,028												

監査対象所属	農政部 中北農務事務所		
監査対象期間	平成24年度		
監査実施日	平成25年5月20～21日、6月25日		
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）	
<p><b>（指導事項）</b> 1件（財産1）</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 215筆</p>		<p>1) 未登記原因の調査を行うとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。</p> <p>今後も、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。</p> <p>未登記筆数 過年度分 215筆から213筆へと減少</p>	

監査対象所属	農政部 峡東農務事務所		
監査対象期間	平成24年度		
監査実施日	平成25年5月27～29日、7月2日		
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）	
<p><b>（指導事項）</b> 4件（収入1、支出1、財産1、工事1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた</p>		<p>1) 収入未済について</p>	

<p>た。</p> <p>①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 45,867円</p> <p>②公正入札違約金 過年度分 先数 3件 34,415,866円</p> <p>2) 雑部金繰越整理簿が連年となっておらず、また繰越金額に錯誤があった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 211筆 平成24年度分 77筆 合計288筆</p> <p>4) 山地区農道第1号道路工事(明許) 外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事項事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p>	<p>①工事契約解除に伴う前払金返還利息 継続的に文書及び訪問による催告を行っているが、債務者は既に事業を廃止しており、また高齢であるため全額を支払う能力もない状況であるが、引き続き訪問等を継続するとともに、分割納付についても指導する。</p> <p>②公正入札違約金 1件は裁判所による破産手続廃止の決定が確定したので、不納欠損手続きを行った(24,451,366円)。 残り2件については、債務者は事業を行っておらず、資力の回復は見込めない。また支払能力も無いことから全額の一括回収は困難ではあるが、引き続き粘り強く督促等を継続するとともに、分割納付についても指導する。</p> <p>2) 繰越した雑部金を精査し、財務規則203条に基づき雑部金繰越整理簿を作成した。</p> <p>3) 過年度分 211筆から201筆、平成24年度分 77筆から2筆に解消した。 「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。</p> <p>4) 所内会議を通じて、出来高と工事費増減をできるだけ早期に把握するよう努め、「建設工事の設計及び契約変更事項事務処理要領」に基づき、適切な時期までに変更契約を締結するよう徹底を図った。</p>
---	---

監査対象所属	農政部 峽南農務事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月27～28日、6月26日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p><b>(指導事項)</b> 5件 (収入1、支出1、物品1、財産1、工事1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 契約解除に伴う前払金返還利息 平成13年度分 1件 32,434円</p> <p>2) 人・農地プラン作成に係る意見交換会開催に要する経費において、外部講師へ報償費・旅費を支払う際に控除した所得税の納付が約2か月遅延していた。</p> <p>3) ふるさと情報マン設置事業において、委嘱者への報償物品として購入した商品券のうち</p>	<p>1) 未収金の回収に努めた結果、平成25年6月17日に納付された。</p> <p>2) 今後は、所得税の納付が遅延しないように、報償費等を支払う際に控除と同時に納付するなど、適正な事務を行うよう努める。</p> <p>3) 報償物品として購入した商品券は、速やかに受払簿を作成し、配付するまでは鍵のかか</p>

<p>ち、受取辞退があった商品券について受払簿が作成されておらず、そのまま保管していた。</p> <p>4) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 138 筆 平成 24 年度分 59 筆 合計 197 筆</p> <p>5) 穂積地区農道第 5 号道路工事において、契約変更理由・内容が、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスにて公表されていなかった。</p>	<p>るロッカーで保管し、適正な管理を行う。 また、辞退を申出た者へは、地域農業の動きや農業災害等に関する情報を収集するという本事業の趣旨や、本人からはこうした情報を受けていたことを再度説明したところ、理解が得られ受領された。</p> <p>4) 未登記原因の調査を行うとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後も、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。 未登記筆数 平成 24 年度分 全て登記済 過年度分 138 筆から 137 筆へと減少</p> <p>5) 当該工事の契約変更内容等を速やかに県の公共事業ポータルサイトに公開した。</p>
--	---

監査対象所属	農政部 富士・東部農務事務所	
監査対象期間	平成 24 年度	
監査実施日	平成 25 年 5 月 22～24 日、6 月 27 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b> 4 件（収入 1、物品 2、財産 1）</p> <p>1) 県有土地改良財産の使用料の調定が遅延していた。</p> <p>2) 財務規則第 151 条関係通知に定める備品の現品確認について、物品出納員への報告を行ったとする文書が保存されていなかった。また、備品台帳に登載されているコンピューターについて、現物が確認できなかった。</p> <p>3) 物品要求書に記載すべき限度額、帳簿登録省略理由、予定価格調書作成省略の要件である「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。</p> <p>4) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 6 筆</p>	<p>1) 遅延が生じないようにチェックを確実にを行い、使用料の調定について適正な事務処理を行う。</p> <p>2) 備品原簿を確認し、現品との照合作業を行った。 今年度は、物品出納員への報告を行ない、適切な処理を進める。 また、現品が確認できなかったコンピューターについては、棄却処理を進める。</p> <p>3) 平成 24・25 年度の物品要求書をすべて確認し、限度額、帳簿登録省略理由、予定価格調書作成省略の要件についてすべて記載した。今後においても決裁時にチェックする。 また、職場研修として会計事務研修を行ない、事務所職員に周知した。</p> <p>4) 「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。</p>

監査対象所属	県土整備部 県土整備総務課（美しい県土づくり推進室、建設業対策室）	
監査対象期間	平成 24 年度	
監査実施日	平成 25 年 7 月 23 日、8 月 23 日	
	監査の結果	
	<p><b>(指導事項)</b> 2 件（収入 1、契約 1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があっ</p>	<p>1) 債務者が破産手続き中であるため、債権者</p>

<p>た。</p> <p>工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成24年度分 先数1件 13,952円</p> <p>2) 建設業情報管理システム電算処理業務委託において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。</p>	<p>集会に参加し、財産の状況を確認するなど、徴収できるよう努める。</p> <p>2) 契約書への予定数量の記載について、委託先に対して繰り返し働きかけを行っているが、建設業情報管理システムは行政庁間の相互利用を含むサービスであり、国及び全都道府県の承認を得た共通契約書を使用していることから、承諾が得られていない状況である。当面の措置として、限度額の把握ができるよう、見積書に予定数量を記載する改善を行った。</p> <p>引き続き、委託先に対して働きかけを行う。</p>
---	--

監査対象所属	県土整備部 技術管理課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月17日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)</p> <p>1) 賃借物品であるLAN接続ハードディスク等について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) 平成25年7月17日に当該調書を作成した。</p> <p>今後は、年度毎の使用料・賃借料執行状況表に占有物品借入・返却調書作成状況欄を新たに設け、主担当、副担当の2名以上で作成の確認を行う。</p>

監査対象所属	県土整備部道路整備課（高速道路推進室）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月17日、8月23日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)</p> <p>1) 中部横断自動車道に伴う工事用道路の整備工事等及び中部横断自動車道建設事業、建設発生土搬入に伴う県道遅沢静川線外改良工事等の平成24年度契約において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第4条第1号から第3号に掲げる事項が書面により明らかにされていなかった。</p>	<p>1) 当該契約では、契約の相手方である国の標準書式を使用して契約書を作成しており、平成25年度・平成26年度の契約書に指導事項に係る項目内容を記載するため、国の担当官署と調整中である。</p>

監査対象所属	県土整備部 治水課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月22日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	<p>1) 納期限までに納付されなかった当該負担金等については、法令の規定に基づく督促を行う。</p>



①河川工事等原因者負担金 過年度分 先数1件 35,457,250円	った上で、面談や文書による納付催告の外、債務者の財産調査等を実施するなど、適切な債権管理に努める。 今後も引き続き、債権者への催告、情報収集及び財産等の状況調査を行うとともに、法的措置についても検討する。
②雑入（土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求） 過年度分 先数1件 122,630,985円	

監査対象所属	県土整備部 都市計画課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月19日、8月23日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（物品1、工事1）</p> <p>1）小瀬スポーツ公園の備品の管理に不適正な事務処理があった。</p> <p>①指定管理者が管理している備品の一部について、「指定管理公園の備品の取扱いについて」に定める現有品と備品台帳との整合性が図られていなかったことにより、その帰属が県のものであるか、指定管理者のものであるか不明なものがあった。</p> <p>②平成24年度に入れ替えたバスケットゴール及び電動ドリルドライバーについて廃棄していたが、物品の返納手続きがされていなかった。</p> <p>③指定管理者が備品を廃棄したにもかかわらず「指定管理公園の備品の取扱いについて」の3のウに定める、直近の月例報告書による報告がされていなかった。</p> <p>2）（都）相生1丁目飯喰線電線共同溝工事3工区（明許）外1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p>	<p>1）①について、備品の帰属を明らかにするため、備品台帳の整合作業を行った。今後は、「指定管理公園の備品の取扱いについて」に則り、対応を行う</p> <p>②について平成25年7月25日付けで、物品の返納手続きを行った。今後、備品を廃棄する場合は、速やかに物品の返納手続きを行う。</p> <p>③について、速やかに備品の廃棄報告を受けた。今後は、「指定管理公園の備品の取扱いについて」に則り、直近の月例報告書により報告を受ける。</p> <p>2）今後は、出来形確認を密に行い、適切な時期に変更契約を締結する。 また、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、出先機関と協力のうえ対処する。</p>

監査対象所属	県土整備部 建築住宅課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月19日、8月23日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指摘事項）</b> 1件（重点1）</p> <p>1）昨年度の定例監査において、指導事項となっていた、県営住宅使用料、県営住宅駐車場使用料及び県営住宅駐車場使用料保証金について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった</p>	<p>1）1ヵ月のみの県営住宅使用料の滞納者は毎月約500名、また、1ヶ月のみの駐車場使用料の滞納者は毎月約200名に上るため、そのすべての滞納者に対して納期限後20日以内に発付することは事務処理上現体制では困難な状況であるが、県営住宅使用料の</p>

た。

また、同じく昨年度の定例監査において、指導事項となっていた、県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。

**(指導事項)** 2件 (収入1、支出1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①行政財産使用料

過年度分 先数 1件 9,450円

②県営住宅使用料

過年度分 362,685,892円

平成24年度分 42,435,140円

合計 先数 1,206件 405,121,032円

③県営住宅駐車場使用料

過年度分 249,500円

平成24年度分 852,400円

合計 先数 132件 1,101,900円

④県営住宅駐車場保証金

平成24年度分 先数 1件 6,000円

⑤県営住宅破損賠償金

過年度分 先数 27件 546,235円

⑥無断退去者の退去修繕費

過年度分 351,500円

平成24年度分 3,102,300円

合計 先数 36件 3,453,800円

⑦県営住宅明け渡し不履行損害賠償金

過年度分 先数 6件 2,681,291円

督促状については、今年度の9月滞納分から、納期限後20日以内の発付に努めている。また、平成26年度から駐車場使用料も併せて、業務委託により改善するよう検討する。

また、県営住宅使用料等の延滞債権管理簿の作成については、県営住宅使用料等の滞納件数が膨大であり、現在、県営住宅管理システムにおいて滞納者の管理を行っており、このシステム台帳の様式が「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に準じていないため、平成26年度の県営住宅管理システムの更新に併せて、同マニュアルに準じた様式への改善を検討している。

1) 収入未済について

①行政財産使用料

寿団地へのCATV施設設置許可に伴う未済である。

当初、経営者個人が屋号で事業を営んでいたとの情報から、経営者死亡により相続人調査を実施し、相続対象者4名の相続放棄を確認したことから、相続人範囲を兄弟及び甥姪に拡大し調査を行っていた。

しかし、本年度の追加調査により、法人格を有して事業を行っていたことが判明したが、現在は法人の実態が存在せず登記簿上のみ存在していることが確認されたため、今後の対応について出納局と協議中である。

②県営住宅使用料

県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6ヵ月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度から新たな取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施する。

長期滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明け渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。)平成25年度から新たな取り組みとして、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を12ヶ月以上から10

ヶ月以上として取り組んでいるところであり、今後においても更なる対象月数の短縮に努める。

(平成25年2月議会報告案件については、その試行を行った。)

また、再任用職員を配置しての督促強化、民間債権回収会社への委託などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。

一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進める。

#### ③県営住宅駐車場使用料

滞納者に対しては督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からは新たな取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対処する。

#### ④県営住宅駐車場保証金

収入済み(平成25年6月25日)

#### ⑤県営住宅破損賠償金

県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、今年度、追加調査を実施したところ、5名の所在が確認でき、現在納付指導中である。また、残りの22名についても、引き続き所在調査を行う。

なお、平成24年度は、債務者の行方不明により当該債権の回収が不能なものの権利放棄を行った。

(12名、185,944円)

#### ⑥無断退去者の退去修繕費

無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、今年度も継続し調査を行った結果、19名の所在が確認でき、現在納付指導中である。残り17名のうち、3名は本人死亡のため、相続人調査を実施しており、その他、居所不明の14名については、連帯保証人調査を実施し、所在が判明した連帯保証人と接触し、回収に努める。

#### ⑦県営住宅明渡し不履行損害賠償金

高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが、相当期間が経過した債

<p>2) 平成24年度山梨県応急危険判定士養成講習会開催経費において、講師昼食代を資金前渡として決裁されていたが、使用当日に指定金融機関での手続きをしていなかったため、当日支払されていなかった。</p>	<p>権であり、債務者が居所不明となるなど、回収が非常に困難であるが、平成24年度に所在が判明した2名については、現在納付指導中である。残りの4名について、今年度追加調査を実施したところ、1名については死亡が判明したため、相続人について調査中。また、3名については所在が確認できたことから、納付指導中である。</p> <p>2) 支払事務を行う際に、資金前渡とする理由の妥当性についてチェック体制を確立するとともに、資金前渡の際は、複数の職員で事務処理を管理することとし、適正な事務執行を徹底する。</p>
--	---

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所（本所）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月20～22日、6月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指摘事項）</b> 1件（工事1）</p> <p>1) 史跡舞鶴城公園石積み復元補修工事における変更契約事務において著しく不適切な事務処理があった。</p> <p>①当初契約の工事の目的である石積み復元補修を逸脱する、鉄門周りの安全施設の整備、鉄門周りの舗装工を設計変更、契約変更で追加施工していた。</p> <p>②変更見込額が請負代金額の30%を超える設計変更は、本庁事業所管課長あてに予め協議することと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」で規定されているが、変更部分に係る工事終了後に協議が行われていた。</p> <p>③変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p> <p><b>（指導事項）</b> 9件（収入1、重点1、支出1、給与2、物品1、財産1、工事2）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料 過年度分 98,919円 平成24年度分 50,400円 合計 先数 6件 149,319円</p> <p>②道路使用料 過年度分 26,931円 平成24年度分 2,800円</p>	<p>1) 指摘事項について</p> <p>①今後は「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」の内容や解釈についての周知徹底を図る中で適正な処理を行う。</p> <p>②今後は追加工事等行う場合、全体工事費の把握に努め、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に基づき適正な処理を行う。</p> <p>③「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協議のうえ対処する。</p> <p>1) 収入未済について</p> <p>①河川使用料 滞納者への電話による催告および戸口訪問を継続的に行い、過年度分 1件、平成24年度分 1件 合計 96,300円について納付があった。</p> <p>平成25年12月末現在の河川使用料未収金額は下記のとおりである。</p> <p>過年度分 25,119円</p>

<p>合計 先数 8件 29,731円</p> <p>③工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先数 1件 34,356円</p> <p>④雑入（用地買収代金の返還を求めたもの） 過年度分 先数 1件 1,339,906円</p> <p>2) 歳入に係る債権管理について、次のとおり適正に行われていないものがあつた。</p> <p>①平成24年度に発生した河川使用料に係る収入未済について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されておらず、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく督促状が、納期限後20日以内に発付されていないものがあつた。</p> <p>②平成24年度に発生した道路使用料に係る収入未済について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿への整理記録がされておらず、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく督促状が、納期限後20日以内に発付されていなかった。</p> <p>③違約金及び延滞利息の収入未済に係る延滞債権管理簿に、平成24年度の交渉記録がなかった。</p>	<p>平成24年度分 27,900円</p> <p>合計 先数4件 53,019円</p> <p>今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。</p> <p>②道路使用料</p> <p>滞納者へ文書又は電話による催告を行っているが、倒産等により転居先不明で戻ってくるものが多く、また、電話も不通で連絡が取れないところが多いことから、現在まで回収されていない。</p> <p>平成25年12月末現在の道路使用料未収金額は下記のとおりである。</p> <p>過年度分 26,931円</p> <p>平成24年度分 2,800円</p> <p>合計 先数8件 29,731円</p> <p>今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。</p> <p>③工事契約解除前払金返還利息</p> <p>代理人に対し説明や督促を行った。しかし依然として納付されないため、引き続き納入を督促していく。</p> <p>④用地買収代金の返還を求めたもの</p> <p>相手方を訪問して返還を求めた後、電話においても督促を行った。しかし、依然として納付されないため、引き続き返還を求めていく。</p> <p>2) 債権管理について</p> <p>①平成24年度に発生した収入未済について、別の形式で記録されていたが、マニュアルに定める延滞債権管理簿を整備し管理を行っている。</p> <p>また、納期限をスケジュールに登録する等の対策を行い、督促状の発付について規則に定める納期限後20日以内を徹底する。</p> <p>なお、これを機に、治水課および各建設事務所の河川使用料調定業務担当で事務処理方法の統一化を図つた。</p> <p>②延滞金債権管理簿については、現在使用している様式（延滞金債権管理簿及び道路使用料督促状況一覧表（交渉記録））をマニュアルで決められた様式に改め、管理する。また、納期限後20日目が土日に当たってしまったため、督促状の発付が遅れてしまったが、今後は納期限をスケジュールに登録する等の対策を行い、納期限後20日以内の督促状送付を徹底</p>
--	---

<p>3) 扶養手当について、出生による事実発生日が月の初日以外で15日以内に届出があった場合には、翌月から支給することとされているが、事実発生の月から支給認定をしていた。</p> <p>また、実際の支給額については、その翌月からの支給に過誤調整されていたが、認定簿の訂正がされていなかった。</p> <p>4) 住居届の提出があった2名の住居手当の認定について、所定の様式によらず、別の様式で任命権者への回付処理で認定を行っていた。</p> <p>5) 相川警報装置システムの平成24年6月分電気料の支払が遅延し、延滞利息が発生していた。</p> <p>6) 原材料品の管理について、在庫数量一覧表は作成されていたが、財務規則第238条に規定されている原材料品出納簿が、作成されていなかった。</p> <p>7) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 219筆 平成24年度分 15筆 合計234筆</p> <p>8) 設計及び契約変更に係る工事打合簿、本庁事業所管課長への設計変更の協議等、一連の決裁が全て、次長（事務）の代決で行われていた。</p> <p>9) 史跡舞鶴城公園石積み復元補修工事（明許）外1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p>	<p>する。</p> <p>③本年度より債権者との交渉時には交渉記録を作成し、所属長まで回覧処理をする。</p> <p>3) 監査終了後、扶養手当認定簿を訂正した。今後は各規則に沿った処理を行う。</p> <p>4) 監査終了後、住居手当認定簿を作成をした。今後は各規則に沿った処理を行う。</p> <p>5) 送付された納付書の支払期日の確認を徹底するとともに、電力会社等に対し納付書の集約を依頼し、納付書の集約を進めている。</p> <p>6) 本年度より財務規則第238条に規定されている原材料品出納簿により原材料を管理する。</p> <p>7) 平成24年度契約分で同年度内に登記が完了しなかった案件は、全て完了した。 平成23年以前の過年度未登記については、昨年度に引続き、専従の嘱託職員を配置し、用地課長を主担当者とし、用地課担当職員1名を副担当者として、未登記処理の推進を図る。 昨年度、(社)山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等に委託した、全ての未登記に関する事前調査が完了したことから、今後は、専門家の意見に基づいて、登記可能と困難を分類するとともに、登記可能なものは最優先で処理しながら、未登記の解消を図る。 過年度分 219筆→209筆 (平成25年11月末時点)</p> <p>8) 本年度より、設計及び契約変更に係る工事打合簿、本庁事業所管課長への設計変更の協議等については所長の決裁としている。</p> <p>9) 「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協議のうえ対処する。</p>
--	---

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所（峡北支所）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月16～17日、6月25日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b> 6件（収入1、重点1、財産1、工事3）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料 過年度分 265,500円 平成24年度分 314,475円 合計 先数2件 579,975円</p> <p>②道路使用料 過年度分 先数1件 50,000円</p> <p>③工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先数1件 1,145,556円</p> <p>2) 河川使用料について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 232筆 平成24年度分 2筆 合計234筆</p> <p>4) (一) 島上条宮久保絵見堂線道路改良工事の変更契約について、工期延長に係る工事打合簿が作成されていなかった。</p> <p>5) (一) 島上条宮久保絵見堂線道路改良工事（明許）において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の理由・内容と一致していなかった。</p> <p>6) 茅野北杜葦崎線道路改良工事（4工区）（明許）外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p>	<p>1) 収入未済について</p> <p>①過年度分の1件は、金融機関の預金口座を差押え、21,681円の換価処分を行なった。（平成25年8月16日収納）残金の243,819円は、法人の財産等を引き続き調査し、全額収納に努める。 平成24年度分は、全額収納済み。</p> <p>②平成26年2月に全額収納済み。</p> <p>③定期的に、本人の所在、保有財産及び債権債務の有無等の調査を行う中で、収納に努める。</p> <p>2) 督促状の発付期限は、河川法解説に記載されている納期限後50日以内という誤認識があった。今般、治水課を含めた他の建設事務所で、督促状の発付期限が納期限後20日以内であることを確認した。今後は納期限後20日以内に督促状の発付を行う。</p> <p>3) 平成24年度分の2筆は登記処理済み。過年度分は、12月末時点で5筆を登記処理した。引き続き、過年度分の未登記筆数の解消に努める。</p> <p>4) 今後は、工期延期も含め契約変更に係る事項について工事打合簿の作成を徹底する。</p> <p>5) 今後は、公共システムでの作業に落ちのないうようなチェックリストを活用し、作業毎に現在の工程について確認をする。更に、複数人でのチェックを徹底させ、チェック機能の強化に努める。</p> <p>6) 今後は、変更契約を行うために必要となる受注者が作成する出来形書類について、受注者が発注者に迅速に提出するよう指導を徹底するとともに、受注者から発注者に出来形書類の提出がされた際には、迅速に変更契約事務手続きを行うよう徹底する。 更に、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協力のうえ対処する。</p>

監査対象所属	県土整備部 峡東建設事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月13～15日、6月5日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>(指導事項)</b> 5件（収入2、重点1、財産1、工事1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①道路使用料 過年度分 9,800円 平成24年度分 25,200円 合計 先数3件 35,000円</p> <p>②河川使用料 過年度分 先数1件 4,400円</p> <p>③工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先数3件 825,397円</p> <p>④公正入札違約金 過年度分 先数1件 28,726,425円</p> <p>2) 道路使用料について調定の時期が遅延しているものがあった。3件 5,400円</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 330筆 平成24年度分 21筆 合計 351筆</p> <p>4) 平成24年度に発生した道路使用料に係る収入未済5件5先43,000円について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されておらず、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく督促状も発付されていなかった。 また、河川使用料に係る収入未済1件1先4,400円について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿への整理記録がされていなかった。</p> <p>5) 主要地方道甲府山梨線舗装工事（明許）外4件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p>	<p>1) 収入未済について 未収金の回収に努めた結果、先数計3件、35,000円が収入済みとなった。 ①道路使用料は全て、収入済みとなった。 ④公正入札違約金については、破産管財人による破産手続きが完了したので不納欠損処理手続きを行なった。 ②及び③の残っている収入未済については、訪問等を継続実施し債権回収に努める。</p> <p>2) 「財務事務チェックマニュアル」に基づき、遅滞なく調定を行う。</p> <p>3) 平成24年度分の未登記については、8筆が未登記であるが、6筆は登記申請中であり、2筆は保安林解除の告示が終了後に登記する見込みである。 また、「過年度未登記処理方針」に基づき、専門家相談を活用した分類作業や再調査等の結果、22件（平成25年度11月末現在）の過年度未登記を解消した。 （12月末現在、過年度未登記 308件） 今後も、引き続き分類作業の結果による再調査や交渉を行い未登記の解消に努める。</p> <p>4) 「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿への整理記録を行い、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく督促を確実にこなうために引継を確実にしない適正な事務執行を図る。</p> <p>5) 変更契約を行なうために必要となる受注者が作成する出来形書類について、受注者が発注者に迅速に提出するよう指導を徹底する。受注者から発注者に出来形書類の提出がされた際には、迅速に変更契約事務手続きを行うよう徹底する。 また、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更契約における問題を精査し、主管課と協力のうえ対処する。</p>



監査対象所属	県土整備部 峡南建設事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月9～10日、6月4日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b> 4件（収入1、重点1、財産1、工事1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料 過年度分 295,080円 平成24年度分 1,276,260円 合計 先数 4件 1,571,340円</p> <p>②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 3件 673,466円</p> <p>2) 河川使用料について、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく、督促状を発付していないものがあった。 また、督促状の発付が、遅延しているものもあった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 796筆</p> <p>4) 国道140号舗装繕工事（明許）外1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p>	<p>1) 収入未済について</p> <p>①河川使用料については、過年度分で債務承認及び納付誓約書を徴した2件については、平成25年11月末までに237,020円を納入済みである。現在、平成24年度中に債務者から債務承認及び納付誓約書を徴した1件、その他4件、平成24年度分の3件について引き続き関係者に納入を督促する。 （合計先数4件）</p> <p>②工事契約解除に伴う前払金返還利息については、3件いずれも登記簿上存在し代表者も生存しているため、今後も代表者に納入の督促を続ける。</p> <p>2) 今年度調定分については、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分に関する規則」に則り、督促状の発付を行った。また、事務処理方法のマニュアル化を検討し、今後督促状の発付が遅延することのないようにする。</p> <p>3) 取得用地の未登記について 用地課で定めた「未登記解消に向けた基本方針及び対策」に基づき、平成25年度から解消可能な未登記案件に重点的に取り組み、未登記の解消を図っている。なお、過年度分の未登記筆数は、11月末現在792筆に減少している。</p> <p>4) 変更契約を行うために必要となる受注者が作成する出来形書類について、受注者が発注者に迅速に提出するよう指導を徹底する。 また、受注者から発注者に出来形書類の提出がされた際には、迅速に変更契約事務手続きを行うよう徹底する。 さらに、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協力のうえ対処する。</p>

監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所（本所）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月15～17日、6月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

<p><b>(指摘事項)</b> 1件 (重点1)</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても水利利用料の収入未済に督促状が発付されておらず、指導事項としたことが改善されていなかった。</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件 (収入1、財産1、工事1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①水利使用料 平成24年度分 先数1件 92,977円</p> <p>②道路使用料 過年度分 10,560円 平成24年度分 1,600円 合計 先数1件 12,160円</p> <p>③工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数1件 31,636円</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。過年度分 595筆</p> <p>3) 多摩川外河川工事(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにするのと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p>	<p>1) 収入未済に対する督促状の未発付については、収入未済に係るチェック表を作成するとともに、財務システムから出力される「未収入一覧」を事業課と総務スタッフが交互に確認する。そして、その結果をチェック表に記入して、次長の確認を受ける。これにより、督促状の未発付がないよう事務処理を行う。</p> <p>1) ①及び②の平成24年度分については、ともに平成25年5月に収納済。②及び③の過年度分については、同一の債務者であり、現在裁判所において破産手続き中のため、今後も引き続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努める。</p> <p>2) 取得用地の過年度未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置し、主担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーダーを充て処理を行った。過年度未登記処理方針に基づき、土地家屋調査士や司法書士の意見を参考として、未登記案件を分類し、重点的に取り組んだ。平成25年度は12筆(平成25年12月末現在)の過年度未登記を登記済みとした。 今後も、引き続き過年度未登記処理方針に基づき未登記案件の解消を図る。</p> <p>3) 監督員は、請負業者から毎月提出される履行報告等を基に工事工程と出来形金額の管理を行い、変更分を含めた出来形金額が当初契約金額に達する時期を見極め、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に定められた時期までに契約変更の手続きを行う。 また、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協力のうえ対処する。</p>
--	--

監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月13～14日、6月24日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p><b>(指導事項)</b> 6件 (収入1、支出1、財産2、工事2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p>	<p>1) 収入未済について ①河川占用料については、「債務承認及び分</p>

<p>①河川使用料 平成 22 年度分 先数 1 件 215,920 円</p> <p>②道路使用料 平成 20 年度分 先数 1 件 1,400 円</p> <p>2) 道路除雪業務委託契約について、作業 1 時間当りの単価契約となっているが、使用機械、作業時間については業者の事後報告であり、使用機械の写真等がなく履行確認が不十分であった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 243 筆 平成 24 年度分 26 筆 合計 269 筆</p> <p>4) 河川使用料の収入未済に係る河川敷地について、河川法第 24 条に基づく河川占用許可が平成 20 年 10 月 10 日から平成 23 年 3 月 31 日までとなっていたが、その後の占用許可の更新がされないまま河川敷地の占用が行われており、不法占用の状態となっていた。</p> <p>5) 一般国道 137 号道路工事（明許） 外 1 件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p> <p>6) 一般国道 137 号道路工事の変更契約について、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていなかった。</p>	<p>割納付誓約書」を占用者が提出、平成 24 年 12 月から分割納付が開始され、平成 25 年度は、12 月末現在で 90,000 円が納付されている。まだ、125,920 円が収入未済となっているが、債務について争いは無いことから、今後ともできる限り早期の納付を求める。</p> <p>②道路使用料については、監査指導後、再度の督促により、9 月 18 日全額収納済み。</p> <p>2) 道路除雪業務委託契約の履行確認については、監査指導後、使用機械の写真の添付など履行確認に不備が無いよう申し合わせ、周知を行った。今後は周知した内容に沿って管理を徹底する。</p> <p>3) 平成 24 年度分 26 筆については登記済み。 また、過年度分については、「過年度未登記事務処理取扱要領」「過年度登記処理方針」に基づき、分類の上、解消に向け処理を進めているところであり、今後とも早期解消に向け努める。</p> <p>4) 本占用地については、河川占用料の収入未済により平成 23 年 4 月からの占用を許可していない案件であるが、占用者が今後も使用していきたい旨の意思を示しているため、未収金の回収を行った上で、現状と同様な形態での継続占用手続きを進め、平成 23 年 4 月 1 日以降の土地占用料を徴収する。 なお、占用者と協議を進める中で、占用範囲の見直しを行い、占用実態がない駐車場、通路部分の分割返地や占用者にとって必要最低限のもの以外の工作物の撤去を求め、新たに発生する占用者の負担の軽減に努める。</p> <p>5) 変更契約を行うために必要となる受注者が作成する出来形書類について、受注者が発注者に迅速に提出するよう指導を徹底する。 また、受注者から発注者に出来形書類の提出がされた際には、迅速に変更契約事務手続きを行うよう徹底する。 さらに、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協力のうえ対処する。</p> <p>6) 工事の変更契約等について、書類に不備が無いよう、職員に周知徹底した。</p>
--	--

監査対象所属	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成 24 年度

監査実施日	平成25年5月24日、7月3日	
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b> 1件（財産1）</p> <p>1) 前回監査において、固定資産の耐用年数の相違による減価償却費の計算誤りを指摘し、その措置状況について確認したところ、当該固定資産5件中4件については、適正に修正されていたが、1件（ブル及びトラック車庫）について、修正等の措置がされていなかった。</p>		<p>1) 修正漏れのあった固定資産については、適正に修正を行った。今後は、各段階でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	企業局 笛吹川水系発電管理事務所	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年5月30日、7月4日	
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b> 1件（物品1）</p> <p>1) 賃借物品である「ユニック車とダイナホール」及び「先端可動式デジタル内視鏡」について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>		<p>1) 指導のあった物品の占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成した。今後は、財務規則に則り、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	企業局 石和温泉管理事務所	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年5月29日、7月4日	
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指摘事項）</b> 1件（重点1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったこと及び延滞債権管理簿が作成されていなかったことについて、指導事項となっていたが、今年度の監査においても石和温泉給湯使用料の収入未済に督促状が発付がされていなかった。</p> <p>また、延滞債権管理簿の作成についても、一部作成されておらず、指導事項としたことが改善されていなかった。</p>		<p>1) 督促状については、石和温泉給湯使用料の9月請求分から、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に基づき送付している。</p> <p>また、延滞債権管理簿については、督促状発送から納付までを管理する帳簿を作成した。</p>
<p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>温泉供給収益収入  過年度分 11,823,923円  平成24年度分 5,342,384円  合計 先数32件 17,166,307円</p>		<p>1) 未納者に対しては、郵送、電話、直接訪問することにより、未収金の徴収を行った。</p> <p>この結果、過年度分のうち275,265円、平成24年度分のうち4,353,117円の未収金を徴収した。今後も継続して未収金の回収に努める。</p>

監査対象所属	教育庁 総務課	
監査対象期間	平成24年度	

監査実施日	平成25年7月12日、8月12日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（物品1、契約1）</p> <p>1) 購入した年賀はがきについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかった。</p> <p>2) 複写サービス契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなく、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。また、プリンターの設定等に係る請書に契約保証金条項及び暴力団排除条項の記載がなかった。</p>	<p>1) 年賀はがきについて、郵便切手類受払簿に記載した。今後も財務規則第243条の規定に基づき、漏れのないよう適正な事務処理を執行する。</p> <p>2) 複写サービス契約においては、平成25年度は既に1件執行済みであるため、今後、単価契約の契約締結時には、契約書に予定数量を記載し、違約金条項の記載についても納入済み数量等を基礎としたものに是正するなど、契約内容に不備がないよう適正な事務処理を行うこととする。また、プリンターの設定等に係る請書については、保証金条項及び暴力団排除条項を記載した。</p>

監査対象所属	教育庁 学校施設課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月10日、8月12日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（契約1）</p> <p>1) 平成24年度県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、年度内に履行確認がされていなかった。</p>	<p>1) 委託業者から毎月提出される点検結果報告書を検査し、業務の履行を確認する。 その上で、年度末には委託期間に係る検査調書を作成し履行確認を行うとともに、完成検査結果を委託業者に送付する。</p>

監査対象所属	教育庁 義務教育課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月9日、8月12日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（契約1）</p> <p>1) 複写サービス契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>1) 契約書に予定数量を記載する。また、違約金条項は納入済み数量等を基礎としたものに是正する。 なお、平成25年度は既に執行済みであるため、平成26年度から上記の措置を行う。</p>

監査対象所属	教育庁 高校教育課（新しい学校づくり推進室）	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月9日、8月12日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指摘事項）</b> 1件（重点1）</p> <p>1) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている2名分の債権について貸付を確認できる</p>	<p>1) 台帳作成に使用した残存している過去データを再度全て拾い出して2名分の債権の情</p>

<p>書類が保存されておらず、調定がなされていないものがあった。債権額 合計 433,000 円</p> <p><b>(指導事項)</b> 5件 (収入1、重点2、契約2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 12,395,000 円 平成24年度分 475,200 円 合計 先数 46件 12,870,200 円</p> <p>②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金 過年度分 19,999,615 円 平成24年度分 851,388 円 合計 先数 30件 20,851,003 円</p> <p>③定時制課程等修学奨励金返還金 過年度分 先数 8件 761,000 円</p> <p>2) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借用証書未提出のものが32件 55,729,730 円あった。</p> <p>3) 延滞債権管理簿に課内回覧されていることを確認できる押印がなかった。</p> <p>4) 県立学校教育情報化推進事業のパソコン等の修理に関する委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。さらに、貼付されている印紙税額に誤りがあった。</p> <p>5) 教育情報ネットワーク整備事業に係るウイルス対策ソフトの更新に関する契約書において、「山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は免除する」と記載されていて、契約保証金を免除する旨の表示が明確にされていなかった。</p>	<p>報を検索するとともに、他の奨学金関係の保存書類も含めて、借用証書以外でも貸付が確認できるような記録を再度洗い出しているところである。</p> <p>1) 「地域改善対策高等学校等奨学資金返還金」については、予備監査後、今まで全く連絡等のない債権者20件に借用証書提出督促の文書を送付した。「教育奨励資金貸付金償還金」及び「定時制課程等修学奨励金返還金」については、電話による督促・所在調査等を行った。</p> <p>平成25年12月末現在で収入未済額は20,497,781 円である。</p> <p>2) 未提出者には上記のとおり処理を行い、問い合わせが2件あったため、概要について説明し、現在も分納相談を含めて借用証書提出交渉中である。</p> <p>3) 四半期ごとの日別納入状況報告と共に、該当の債権者管理簿を回覧し、収納・未収状況について情報を共有している。</p> <p>4) 単価契約書に予定数量を記載している。違約金条項については会計課に確認の上、記載を改めた。印紙税については正しい印紙税額を確認の上、契約相手方に通知した。</p> <p>5) 新たに締結した契約書においては、保証金免除の有無について明記している。</p>
--	---

監査対象所属	教育庁 社会教育課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月8日、8月12日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 山梨ことぶき勸学院学習費 (過年度分) に710,000 円の収入未済があった。</p>	<p>1) 収入未済になっている710,000 円については、山梨ことぶき勸学院の基本学習費として県に納入するため峡東教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われてい</p>

	<p>る。当該現金の亡失は盗難による第三者の不法行為である可能性が高い。</p> <p>捜査の進展により犯人が見つかった場合、その者に対し、民法の規定による損害賠償責任を求める。</p>
--	---

監査対象所属	教育庁 スポーツ健康課（全国高校総体推進室）	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月16日、8月12日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（物品2）</p> <p>1）レンタカーのガソリンを資金前渡で購入していたが、物品購入報告書を作成していなかった。</p> <p>2）体育協会へ貸し出している車両について、物品貸与調書が作成されていなかった。</p>	<p>1）平成25年度より、資金前渡で購入した際は、山梨県財務規則第149条の規定により、物品購入報告書を作成している。</p> <p>2）平成25年度より山梨県財務規則第161条第2項の規定により、物品貸付調書を作成している。</p> <p>今後は、山梨県財務規則を遵守し事務に遺漏のないよう留意する。</p>

監査対象所属	議会事務局	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年8月12～13日、8月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（支出1、給与1）</p> <p>1）平成24年度政務調査費収支報告書において、研修の交通費として計上されているものうち、添付されている領収書と金額が相違しているものがあつた。</p> <p>2）四輪自動車を使用する者の通勤手当の認定において、第1号様式（通勤届）に所属長の氏名・印が記入されておらず、決裁を受けずに手当が支給されていたものが2件あつた。</p>	<p>1）議員から、金額の訂正及び記載不備等の修正を内容とした収支報告書の提出があつた。</p> <p>今後は、議員から提出された報告書等の審査において、より一層内容の精査を行い、適正な処理を図る。</p> <p>2）改めて内容の確認を行い決裁処理を行った。</p> <p>今後は、課内でチェック体制を再確認し、適切な事務処理に努めていく。</p>

監査対象所属	人事委員会事務局	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（契約1）</p> <p>1）山梨県職員採用試験採点業務委託及び同試験適性検査判定業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>1）違約金条項の記載内容を単価契約のものに見直し、平成25年度の委託契約を締結した。</p>

監査対象所属	警察本部	
監査対象期間	平成24年度	

監査実施日	平成25年7月29～30日、8月23日	
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b> 3件（収入1、支出1、工事1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①放置違反金 過年度分 30,000 円 平成24年度分 45,000 円 合計 先数 4件 75,000 円</p> <p>②弁償金 過年度分 先数 1件 456,500 円</p> <p>2) 一般交通信号機保守業務委託の予定価格の積算において、交通信号機の電球単価が、平成18年度以降変わっておらず、積算根拠が不明確であり、実例価格等を考慮したものとなっていなかった。</p> <p>3) 道路標示（横断歩道等）更新工事において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の理由・内容と一致していなかった。</p>		<p>1) 収入未済について</p> <p>①継続的に滞納処分を視野に入れた所在調査、電話、訪問等を行い徴収に努めた結果、1件 15,000 円が納付された。 今後も、滞納者の収入や資産状況等の調査や所在不明者の所在調査を継続する。</p> <p>②交通事故で破損した信号機復旧に係る弁償の相手方が破産し、裁判所による免責許可の決定が確定したことにより、回収が不能となった当該債権について、平成26年3月に不納欠損処理を行った。</p> <p>2) 積算根拠を明確にするため、平成26年度当初予算要求における資料に、交通信号機電球メーカーから見積書を徴し、単価に反映させている。</p> <p>3) 直ちに情報の修正を行った。 今後は、山梨県公共事業ポータルサイトに掲載する前に二重チェック等を確実にを行う。</p>